

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉市中央区川崎町1番地
氏名 ジャパン・リサイクル 株式会社
代表取締役 大杉 仁



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成23年1月1日

許可の有効年月日 平成29年12月31日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 焼却（溶融）施設による中間処理
- イ メタン発酵施設による中間処理
- ウ 中和施設による中間処理
- エ 脱水施設による中間処理
- オ 油水分離施設による中間処理
- カ 埋め立てによる最終処分

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 焼却（溶融）による中間処理に係るもの
 - (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、
 - (カ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、
 - (ケ) 繊維くず、(コ) 動植物性残渣、(サ) ゴムくず、(シ) 金属くず、
 - (ス) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、
 - (セ) 鋳さい、(ソ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、(タ) ばいじん、
 - (チ) 処分するために処理したもの 以上17品目
- イ メタン発酵による中間処理に係るもの
 - (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、(オ) 動植物性残渣 以上5品目
- ウ 中和による中間処理に係るもの
 - (ア) 廃酸 以上1品目
- エ 脱水による中間処理に係るもの
 - (ア) 汚泥 以上1品目
- オ 油水分離による中間処理に係るもの
 - (ア) 廃油 以上1品目
- カ 埋め立てに係るもの
 - (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥（無機性汚泥に限る）、(ウ) 鋳さい、
 - (エ) がれき類、(オ) ばいじん 以上5品目

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理に係る施設

所在地 千葉市中央区川崎町10番3の一部 他
（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

(2) 最終処分に係る施設

所在地 千葉市中央区川崎町17番

(埋立地の面積及び埋立容量については別記2のとおり。)

3. 許可の条件

別記3のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年1月1日 新規許可

平成23年1月1日 更新許可

平成24年4月1日 変更許可(中和施設、脱水施設、油水分離施設及び管理型最終処分場の追加)

平成24年5月8日 変更届出(代表者の変更)

平成24年5月8日 優良確認

平成24年9月4日 変更届出(保管施設の変更)

平成25年4月11日 変更許可(焼却(溶融)に係るものの処理品目の変更)

平成27年4月7日 変更届出(保管施設の変更)

平成28年10月11日 変更届出(メタン発酵施設の変更)

平成29年2月24日 変更届出(保管施設の変更)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記 1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
焼却(溶融)施設(ガス化改質方式) (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの) (平成11年8月10日) (廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)) (平成25年3月26日)	150 t/日	2	千葉市中央区川崎町10番3の一部
メタン発酵施設 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣) (平成28年10月7日)	60 t/日	1	
廃棄物保管施設(貯留槽) (廃酸)	保管面積 7m ² 保管容量 30m ³ 保管高さ 保管上限 30m ³	1	
廃棄物保管施設(貯留槽) (廃アルカリ)	保管面積 7m ² 保管容量 30m ³ 保管高さ 保管上限 30m ³	1	
製品保管施設(メタル貯留コンテナ)(磁性金属製品)	保管面積 1m ² 保管容量 1m ³	6	
製品保管施設(金属水酸化物貯留コンテナ)(脱水ケーキ(金属水酸化物))	保管面積 1m ² 保管容量 1m ³	4	
製品保管施設(硫黄貯留槽コンテナ)(硫黄製品)	保管面積 1m ² 保管容量 1m ³	2	
製品保管施設(スラグ貯留バッグ)(スラグ製品)	保管面積 27m ² 保管容量 39.4m ³	2	
廃棄物保管施設(保管庫) (燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの)	保管面積 538.4m ² 保管容量 1708.3m ³ 保管高さ 保管上限 1708.3m ³	1	
中和施設(次の品目は、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) (廃酸) (平成10年3月17日)	128m ³ /日	1	千葉市中央区川崎町16番
廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 100m ³ 保管高さ 保管上限 100m ³	3	
廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 40m ³ 保管高さ 保管上限 40m ³	1	

廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	----- 15m ³ ----- 15m ³	1	千葉市中央区川崎町16番
廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	----- 20m ³ ----- 20m ³	1	
脱水施設 (汚泥) (平成6年5月17日)		50m ³ /日	1	
廃棄物保管施設 (汚泥)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	----- 200m ³ ----- 200m ³	2	
油水分離施設 (廃油) (昭和51年10月25日)		245m ³ /日	1	千葉市中央区新浜町1番1
油水分離施設 (廃油) (昭和51年10月25日)		20m ³ /日	1	
廃棄物保管施設 (廃油)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	----- 350m ³ ----- 350m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃油)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	----- 35m ³ ----- 35m ³	2	
脱水施設 (汚泥(無機性汚泥に限る)) (平成18年12月5日)		104m ³ /日	1	
脱水施設 (汚泥(有機性汚泥に限る)) (平成18年12月5日)		107m ³ /日	1	
廃棄物保管施設 (汚泥(無機性汚泥に限る))	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	13.8m ² 26.2m ³ ----- 26.2m ³	1	
廃棄物保管施設 (汚泥(有機性汚泥に限る))	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	13.8m ² 26.2m ³ ----- 26.2m ³	1	

別記2

最終処分に係る施設

(1) 施設の種類、設置年月日、埋立面積、埋立容量及び所在地

施設の種類	管理型最終処分場	最終処分場の所在地	備考
許可年月日 許可番号	平成6年1月28日 第93-143-2-008号	千葉市中央区川崎町17番地	1期
設置年月日	平成3年9月13日		
埋立面積	49,500m ²		
埋立容量	331,200m ³		

別記3

- (1) 焼却施設で処理する動植物性残渣については、原則として、当日中に処理すること。
(2) メタン発酵施設で処理する廃棄物については、原則として、当日中に処理すること。